

## 第2章

### 「ふくしの森」の考え方

---

## 第1節 第2次プランの主な実績とこれからの課題

第2次プランでは、基本理念に基づく4つの基本目標として【知】お互いを知り合う・分かり合う機会をつくろう、【交】暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう、【支】支え合いの仕組みをつくろう、【安】安心して暮らせる仕組みをつくろうを掲げ、市民、社会福祉協議会及び市による協働の取組により地域福祉を進めてきました。

第3次プラン策定にあたり、第2次プランの基本目標ごとの主な実績と意識調査の結果などを踏まえ、これからの課題を整理しました。

### 【知】 お互いを知り合う・分かり合う機会をつくろう

第2次プランでは、標語によるあいさつ運動の実施、社会福祉協力校及びボランティア推進校<sup>\*</sup>の指定による福祉学習、ふくしの森地区別懇談会の開催、広報紙やホームページを活用した福祉情報の発信を進めてきました。

意識調査の主な結果からは、6割以上の児童・生徒が「自ら進んであいさつをしている」と回答しており、第1次プランの成果と同様、多くの児童・生徒が積極的にあいさつをしていることがわかりました。また、市民が福祉情報を得る方法は様々であることから、多様な媒体を用いて情報を発信していくことの大切さが明らかになりました。なお、「はんのうふくしの森プラン」が策定されていることを知っている市民は4割にとどまっており、さらなる周知が必要です。

#### これからの課題

- ・多様な体験の機会などを通じた福祉学習の充実
- ・「はんのうふくしの森プラン」のさらなる周知
- ・多くの地域住民が参加する地域活動の情報発信

### 【交】 暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう

第2次プランでは、地域福祉推進組織による買い物ツアーや移動販売、市や社会福祉協議会による介護予防日常生活支援総合事業の訪問型サービスによる外出支援の取組など様々な外出支援活動が進みました。

意識調査の主な結果からは、2割以上の市民が買い物、通院などで困っていると回答しており、その年齢層は高齢者のみならず40歳未満でも多くみられ、移動・交通の問題は地域全体の課題であることがうかがえます。なお、運転や移動の支援に関する活動を「したい、している」と回答している市民も2割近くおり、担い手として関心を寄せていることも明らかになりました。

#### これからの課題

- ・支え合いの移送サービスを推進するための施策や情報提供、携わる人の確保
- ・「ふくしの森」ならではの地域主体の移動・交通の充実

## 【支】 支え合いの仕組みをつくろう

第2次プランでは、地域福祉推進組織が新たに2地域で設立され、既存の5地域と合わせて7地域となりました。それぞれの地域では、サロンなどの居場所づくりや助け合い活動が活発に実施されました。さらに、食を通じた集まりや、子育て世代の居場所づくりが充実しました。また、民生委員・児童委員による地域での見守りや相談などの地域福祉活動も進みました。

意識調査の主な結果からは、市民の地域福祉推進組織の認知度は、第2次プラン策定時と比較して1割程度上昇しています。また、市民の2割以上が居場所に関する活動やボランティア活動に「参加したい、参加している」と回答している一方、ボランティア団体の5割以上が「メンバー・スタッフの確保」を運営面の課題と回答しています。

また、企業の8割近くが社会貢献活動を実践しており、その主な理由として「地域の一員として役割を果たしたい」と回答しています。なお、個人商店においても「交流の場や機会の提供」について関心を寄せています。

### これからの課題

- ・地域福祉推進組織の継続的な活動の充実
- ・地域福祉推進組織やボランティア活動の新たな担い手の育成に向けた取組
- ・企業や個人商店などと連携した取組

## 【安】 安心して暮らせる仕組みをつくろう

第2次プランでは、市独自の市民後見人<sup>※</sup>の養成と法人後見事業<sup>※</sup>を実施するため、平成28年度に成年後見支援センターを設置しました。また、認知症サポーター<sup>※</sup>養成講座など権利擁護<sup>※</sup>に関する理解を進めるとともに、地域の相談・支援を充実するため、コミュニティソーシャルワーカー<sup>※</sup>については第2次プラン策定時から3人増員し、合計6人を配置しました。

意識調査の主な結果からは、「身近な相談場所の充実」や「コミュニティソーシャルワーカーの各地域への配置」、「生活困窮者などの早期発見と相談」など相談支援体制を強化していくことが、今後、市民が期待している施策であることが明らかになりました。また、市民の相談先として、市役所以外にも地域包括支援センターや民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカーがそれぞれ2割を超えた回答があり、身近な相談先の充実が必要であることがうかがえます。

### これからの課題

- ・様々な生活課題を解決していくための相談支援体制の強化
- ・権利擁護の一層の充実

## 第2節 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

新たなつながりと支え合いが育む  
ふだんのくらしのしあわせ

本市では、「第5次飯能市総合振興計画」において「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」を将来都市像として掲げ、健康づくり・福祉・防災部門のまちづくりの基本目標を「支え合いによる健康で安心・安全に暮らすまち」としています。

第2次プランでは、日々の生活における人と人とのつながりを大切にしながら、地域の支え合いを育み、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めていこうという願いをこめ、基本理念を「新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ」としました。

今後も、地域の実情に合わせた様々な助け合いの活動を進め、「ふだんのくらし」の中でのつながりや支え合いを基本に、市民の誰もが役割を持ち、生きがいを感じられる孤立のない地域づくりをさらに進めていくことが重要となっています。

このことから、第3次プランの基本理念は「新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ」を継承し、4つの基本目標に基づく取組により、「ふくしの森」を市民、社会福祉協議会及び市が協働で育みます。

## 2 基本目標

### 【知】【交】【支】【安】で育む「ふくしの森」

---

第3次プランでは、基本理念に基づいて以下の4つの基本目標を設定します。

「ふくしの森」で、互いに知り合い、交流が生まれ、支え合いに発展していくことによって安心につながる地域を目指していきます。

#### 基本目標1 【知】 お互いを知り合う・わかり合う機会をつくろう

お互いを知り合い、わかり合うために、地域コミュニティづくり、福祉学習の推進、情報の発信と共有を進めます。

#### 基本目標2 【交】 交流が生まれる居場所と地域の移動・交通をつくろう

地域の中であたたかい交流が生まれ、安心して過ごせるよう、交流の場づくりと地域の移動・交通の充実を促進します。

#### 基本目標3 【支】 支え合いの仕組みをつくろう

地域における様々な生活課題を踏まえた支え合いの仕組みづくりと「ふくしの森」を育む人の育成を進めます。

#### 基本目標4 【安】 安心して暮らせる仕組みをつくろう

誰もが望んでいる暮らしを安心して送れるよう、一人ひとりの意思を尊重できる相談支援体制の充実と権利擁護を推進し、防災・防犯の地域づくりとすこやかに暮らせる地域づくりを進めます。

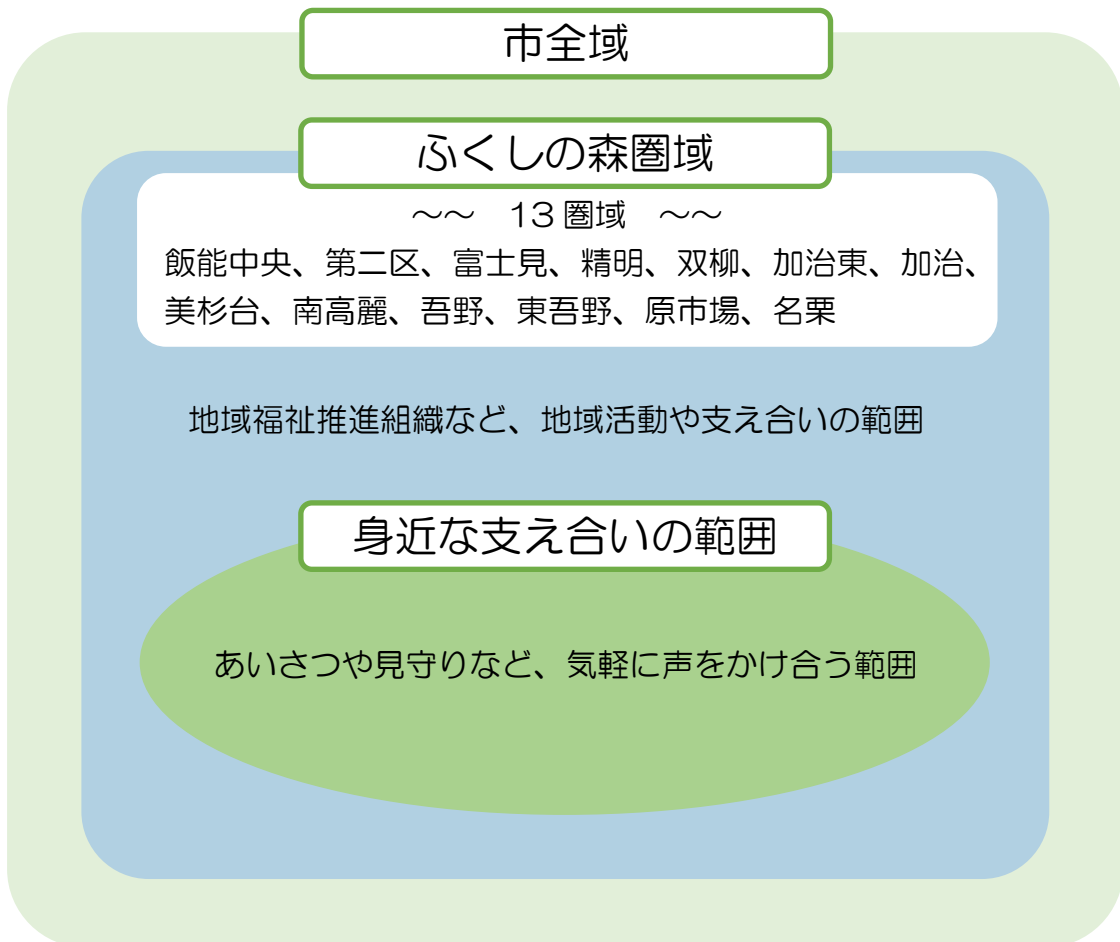
## 第3節 圏域について

第2次プランまでは、8圏域（飯能、精明、加治、南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗）を設定して、地域福祉活動を進めてきました。

圏域について、国は「地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる『住民に身近な圏域』であること」を重視しています。本市では、著しい高齢化や地域コミュニティの希薄化、公共交通の不足など、それぞれ地域により異なった課題があります。

第3次プランでは、市民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる圏域として、地域コミュニティ活動が行われている飯能市自治会連合会の13支部に合わせた下記の13圏域を「ふくしの森圏域」と設定し、地域の実情に合わせた「ふくしの森」を育みます。

### ◆ 圏域のイメージ ◆



## 第3章

### 「ふくしの森」の道しるべ（重点目標）

---

## 重点目標

### ～居場所と相談・支援で育む「ふくしの森」～

---

本市の人口は平成19年ごろをピークに、その後は緩やかに減少していますが、単身世帯や核家族\*世帯などが増加し、世代間の交流や地域でのつながりが希薄になりつつあります。

こうした本市の状況は、意識調査で寄せられた「地域や隣近所の付き合いが少なくなってきた」とか「地域に相談できる人がいない」という意見にも表れています。

また、ふくしの森地区別懇談会では、地域における解決策として「多世代が交流できる地域の居場所」や「一人ひとりの相談を受けとめてもらえる場所」などを求める意見が多く寄せられました。

さらに、福祉関係事業者懇談会においては、様々な課題を受けとめるためには、相談支援者間のネットワークを強めることが必要であるという共通の認識が得られました。

平成30年4月に施行された社会福祉法の改正では、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を包括的に受けとめる体制の整備及び多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を進めることが示されました。

そこで、第3次プランでは誰もが安心できる居場所づくりと、一人ひとりの相談を受けとめ協働で支える体制づくりを重要な課題として、市民、社会福祉協議会及び市の協働により推進し、4つの重点目標を掲げ「ふくしの森」を育みます。



## 重点目標

- 1 誰もが安心できる居場所づくり
- 2 一人ひとりの相談を受けとめ協働で支える体制づくり
- 3 「ふくしの森」がひろがる情報の発信と共有
- 4 「ふくしの森」を育む人の充実

◆ 居場所と相談・支援で育む「ふくしの森」のイメージ ◆



## 重点目標1 誰もが安心できる居場所づくり

地域において多世代が交流でき、うれしいことや困ったことなど何気ない話が気軽にできる、誰もが安心して過ごせる居場所をつくります。

また、誰もが居場所に気軽に訪れることができるよう、地域の実情に合った身近な外出手段の充実を支援します。

〔具体的な施策内容〕

2-1-(1) 地域の居場所などの交流の場づくり ..... (40ページ)

2-2-(1) 身近な外出支援の仕組みづくり ..... (42ページ)

## 重点目標2 一人ひとりの相談を受けとめ協働で支える体制づくり

身近なところで気軽に困りごとを相談できる場や機会をつくり、相談・支援に関わる様々な人が協力し合い、一人ひとりの相談を受けとめ、協働で支える体制をつくります。

生活の中で生じる困りごとをどこに相談したらよいのかがわからない人や、様々な問題が重なり複雑になった悩みごとを抱える人などに寄り添っていきます。

〔具体的な施策内容〕

4-1-(1) コミュニティソーシャルワーカーの充実..... (56ページ)

4-1-(2) ネットワークによる相談支援体制の強化 ..... (57ページ)

### 重点目標3 「ふくしの森」がひろがる情報の発信と共有

「ふくしの森」の様々な取組を市民に知っていただくため、多様な媒体によるわかりやすい情報を発信します。

誰にでも「ふくしの森」の情報が伝わり、活動への参加につながるよう、居場所、個人商店、人が集うカフェなどの地域の多様な場や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス\*（以下「SNS」という。）など多様な情報媒体や「ふくしの森マップ」などを活用して積極的に情報を発信します。

〔具体的な施策内容〕

1-3-（1）多様な媒体によるわかりやすい情報の発信と共有 ...（37ページ）

### 重点目標4 「ふくしの森」を育む人の充実

居場所や相談・支援を充実させていくためには、それを支える人々が育ち合う機会が重要です。「ふくしの森」を豊かに育む新たな担い手として「ふくしの森サポーター」を創設し、地域福祉推進組織などで活躍している皆さんとともに地域で支え合う「ふくしの森」を育む人の充実を目指します。

また、コミュニティソーシャルワーカーの専門性を高め、活動の充実を目指します。

〔具体的な施策内容〕

3-1-（1）ふくしの森サポーターの創設 .....（46ページ）

4-1-（1）コミュニティソーシャルワーカーの充実 .....（56ページ）

## 社会福祉協議会の重点取組

### 社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている社会福祉法人です。社会福祉の活動を行う人や社会福祉事業を経営する人の参加を得て運営されています。

「ふくしの森」に携わる住民、地域福祉推進組織やボランティア団体、社会福祉法人などの相互のつながりや協働の体制をつくるのが、地域福祉を推進する中核的な団体として社会福祉協議会が果たすべき大きな使命です。

### 重点目標達成のための取組

社会福祉協議会は、その使命を果たし、専門性のさらなる向上を図りながら、第3次プランの重点目標達成のため、特に次の3つの取組に力を入れていきます。

- 1 コミュニティソーシャルワーカー及びふくしの森ステーションの充実
- 2 「ふくしの森サポーター」の創設と育成
- 3 情報の発信と共有

#### 重点取組1

#### コミュニティソーシャルワーカー及びふくしの森ステーションの充実

コミュニティソーシャルワーカーは、第1次プランから各地域への配置を進め、市内7か所に設置されたふくしの森ステーションを拠点として活動しています。

第3次プランでは、コミュニティソーシャルワーカーによる地域に出向いた個別支援と、地域の生活課題解決に向けた地域支援をさらに強化するため、すべてのふくしの森圏域ごとに、相談援助技術の専門知識を有したコミュニティソーシャルワーカーの配置とふくしの森ステーションの設置を目指し、総合的な相談支援体制を強化します。

コミュニティソーシャルワーカーは、身近な地域において主に次の2つの役割を担います。

#### くらしのなんでも相談員【個別支援】

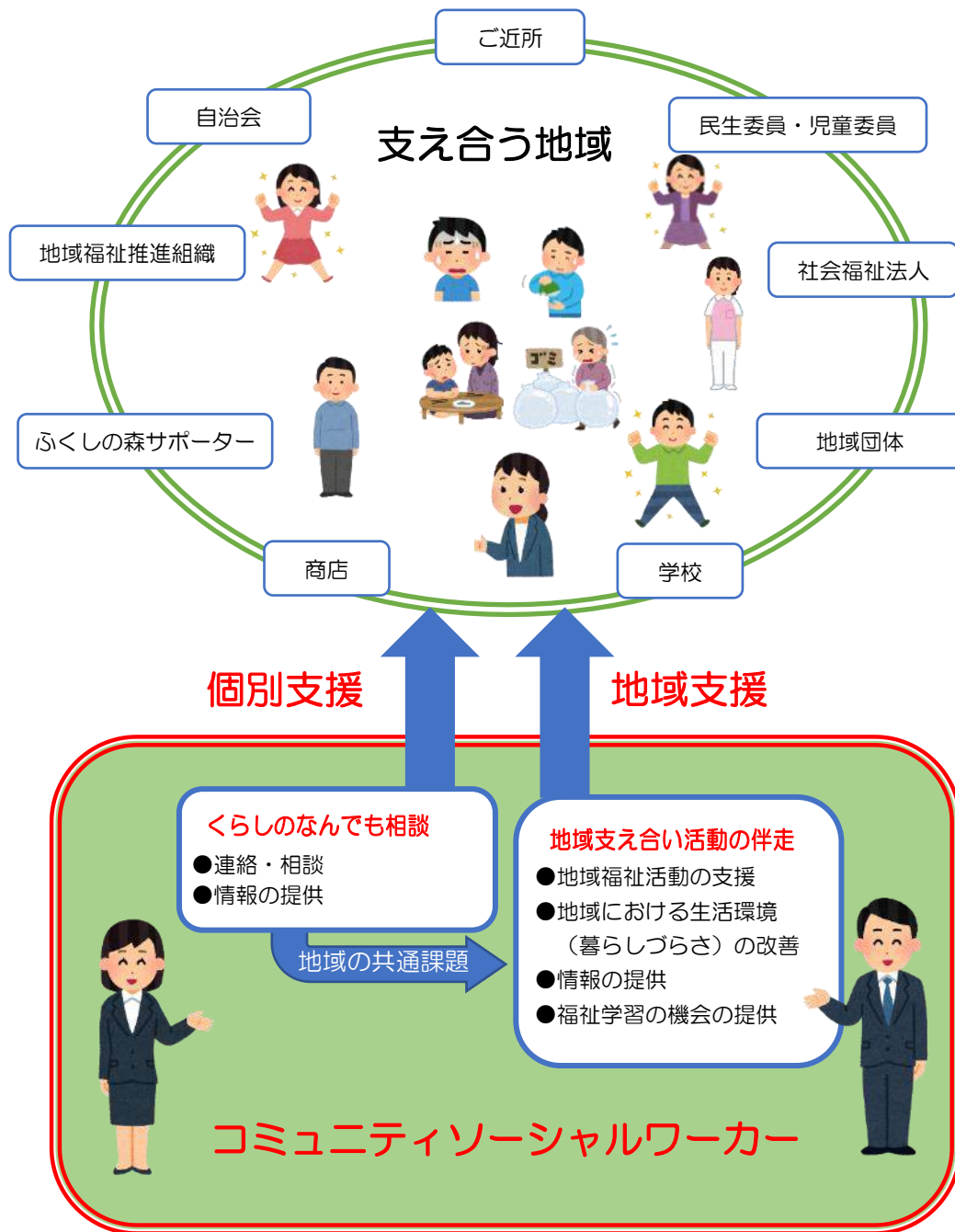
地域の身近な「くらしのなんでも相談員」として相談に応じるとともに、必要な方にはお宅などへ出向いてお話をうかがいます。また、解決が難しい困りごとについても、様々な専門相談機関や地域の方々とのネットワークのもと、協力して生活課題の早期解決へと結びつけ、地域の暮らしをサポートします。

#### 地域支え合い活動の伴走者【地域支援】

各地域では、居場所づくりや生活の支え合いなど、地域福祉推進組織やボランティア団体などによって様々な活動が行われています。

コミュニティソーシャルワーカーは、このような地域での支え合いの活動が継続し、さらに活発になるよう、活動されているみなさんの「伴走者」となり、ネットワークづくりを行いながら、悩みごとに寄り添い、アイデアを出し合うなど誰もが安心して暮らせる地域をつくりまします。

◆ コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援のイメージ ◆



コミュニティソーシャルワーカーの配置目標（平成35（2023）年度）



◆ ふくしの森ステーション一覧 ◆ （平成31（2019）年3月31日現在）

名称	対象圏域	設置場所	連絡先
ふくしの森ステーションかじ	加治 加治東	加治東地区 行政センター	042-971-5860 station-kaji@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションみすぎだい	美杉台	美杉台地区 行政センター	042-972-2522 station-misugidai@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションみなみこま	南高麗	南高麗 福祉センター	042-978-9783 station-minamikoma@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションあがの	吾野	吾野地区 行政センター	042-978-2133 station-agano@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションひがしあがの	東吾野	東吾野地区 行政センター	042-978-9781 station-higasiagano@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションはらいちば	原市場	原市場 福祉センター	042-978-9782 station-haraichiba@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションなぐり	名栗	保健センター 名栗分室	042-979-1133 station-naguri@hannosyakyo.or.jp

※電話番号はファクス兼用

## 重点取組2

### 「ふくしの森サポーター」の創設と育成

#### ふくしの森サポーターとは

地域福祉推進組織、市民会議、ボランティアなどで活躍している人や、新たに地域福祉活動に参加する人です。

#### ふくしの森サポーターの活動例

##### 身近な支え合いの範囲での活動

- ・ あいさつ
- ・ 静かな見守り
- ・ コミュニティソーシャルワーカーとの連携

##### ふくしの森圏域での活動

- ・ 地域福祉推進組織
- ・ 居場所づくり（サロンや食事会など）
- ・ 支え合いの移動支援

##### 市全域での活動

- ・ 市民会議
- ・ 災害ボランティア
- ・ 情報発信

#### ふくしの森サポーターを育む取組

参加のきっかけと学びの機会	継続的な活動支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふくしの森サポーター講座の開催</li> <li>・ 市民会議と連携した学習会の開催</li> <li>・ ふくしの森サポーター交流会の開催 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録制度の創設</li> <li>・ 活動の仕組みづくり</li> <li>・ 社会福祉協議会と連携した活動</li> <li>・ 「ふくしの森」の情報提供 など</li> </ul>

## 重点取組3

### 情報の発信と共有

#### 「ふくしの森」の情報を共有できるイベントや交流会の開催

- ・ 交流イベントの開催  
ふくしの森サポーター、地域福祉推進組織、ボランティア団体、社会福祉法人、福祉関係事業者など「ふくしの森」に関わる人々が一堂に集まり、「ふくしの森」を身近に感じてもらえるような交流イベントの開催を目指します。
- ・ ふくしの森地区別懇談会や福祉関係事業者懇談会の開催  
「ふくしの森」に関わる人々が「ふくしの森」の情報を共有し、ネットワークが広がるような懇談会を開催します。

#### 多様な媒体を活用した「ふくしの森」の情報発信

これまでの紙面による情報発信に加えて、「ふくしの森サポーター」との連携により、身近な「ふくしの森」の情報発信に力を入れ、さらに SNS などの多様な媒体を活用し、情報を共有する取組を進めます。



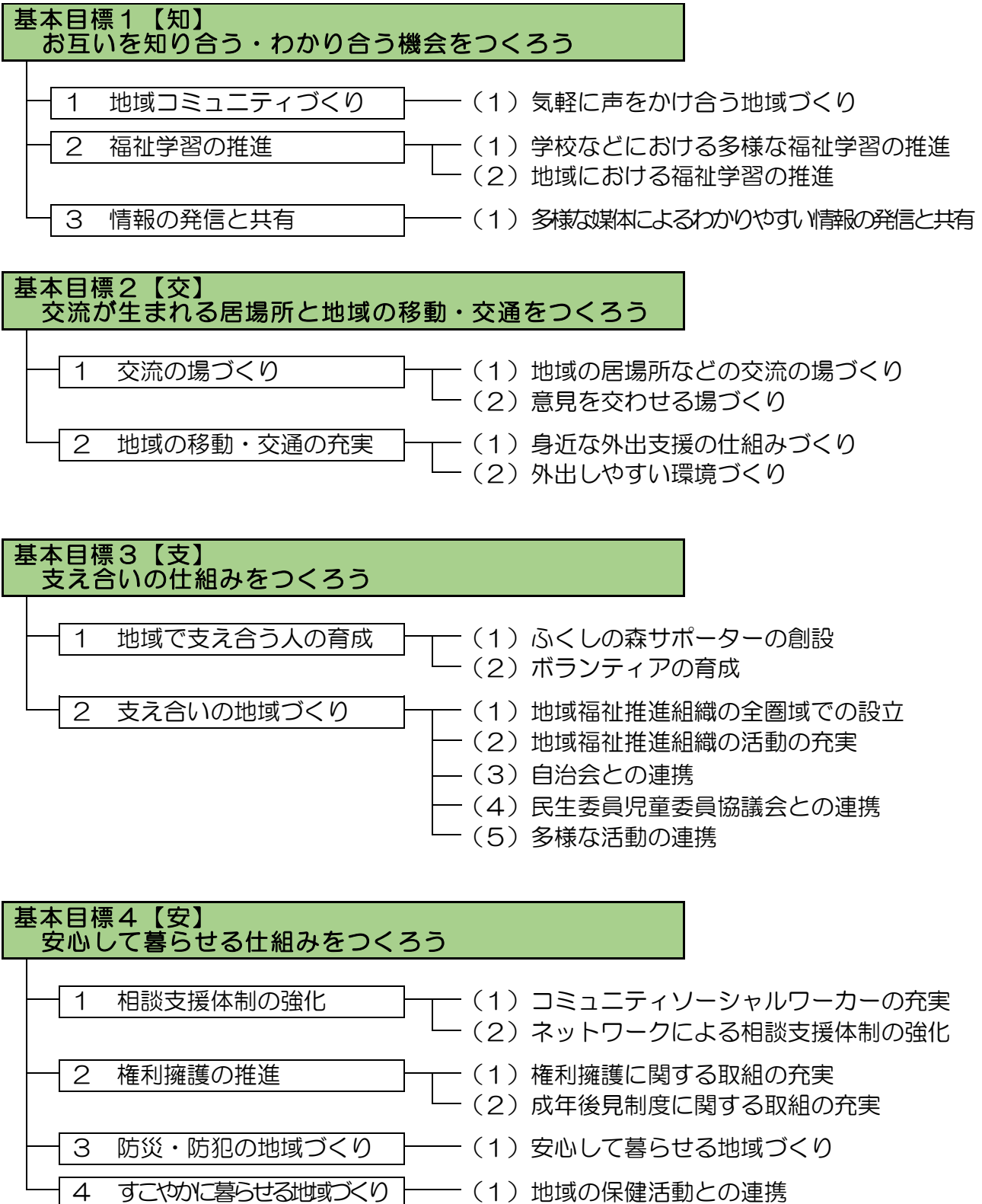


## 第4章

### 「ふくしの森」で取り組むこと

---

## 施策体系図



## 基本目標1【知】

お互いを知り合う・わかり合う機会をつくろう



基本施策	施策内容
1 地域コミュニティづくり	(1) 気軽に声をかけ合う地域づくり
2 福祉学習の推進	(1) 学校などにおける多様な福祉学習の推進
	(2) 地域における福祉学習の推進
3 情報の発信と共有	(1) 多様な媒体によるわかりやすい情報の発信と共有

## 1 地域コミュニティづくり

地域の支え合いによる福祉活動を進めるため、お互いを知り合うきっかけとなるあいさつや気軽な声のかけ合いにより、地域コミュニティづくりを目指します。

### (1) 気軽に声をかけ合う地域づくり

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが進んであいさつをしましょう。</li> <li>自治会など地域のコミュニティづくりのための団体の活動に、積極的に参加しましょう。</li> </ul>
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動を通じて、あいさつや声かけの輪を広げましょう。</li> </ul>
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の一員として、あいさつや声かけの輪が広がる地域づくりに貢献しましょう。</li> <li>自治会など地域のコミュニティづくりのための団体の活動に、積極的に協力しましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の一員として、あいさつや声かけの輪が広がる地域づくりに貢献しましょう。</li> <li>自治会など地域のコミュニティづくりのための団体の活動に、積極的に協力しましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>あいさつや見守りに関する取組を周知します。</li> <li>自治会など地域のコミュニティづくりのための団体の活動と連携、協力します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>あいさつや声かけの輪が広がる地域づくりを進めます。(地域活動支援課、保育課、学校教育課)</li> <li>自治会など地域のコミュニティづくりのための団体の活動を支援します。(関係各課)</li> </ul>

登下校時のあいさつ運動の様子



## 2 福祉学習の推進

学校や地域などにおいて、様々な立場の人との交流、体験の機会、講座、イベントの開催などにより、福祉を身近に感じることでできる福祉学習を進めます。

### (1) 学校などにおける多様な福祉学習の推進

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・学校などが進める多様な福祉学習に、積極的に協力しましょう。
	地域福祉推進組織	・学校などが進める多様な福祉学習に、積極的に協力しましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・学校などが進める多様な福祉学習に、体験機会などを提供し、協力しましょう。
	社会福祉法人	・学校などが進める多様な福祉学習に、体験機会などを提供し、協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協力校及びボランティア推進校事業を充実します。</li> <li>・交流、体験、学習を織り交ぜた多様な福祉学習を進めます。</li> <li>・教職員の多様な福祉学習に関する理解を促進します。</li> <li>・地域福祉推進組織及びボランティア団体、福祉関係事業所などに、福祉学習への協力を呼びかけます。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の多様な福祉学習に関する理解を促進します。 (学校教育課)</li> <li>・学校などにおいて、福祉に関する出前講座を実施します。 (地域・生活福祉課、学校教育課、生涯学習課、関係各課)</li> <li>・地域福祉推進組織及びボランティア団体、福祉関係事業所などに、福祉学習への協力を呼びかけます。 (地域・生活福祉課、保育課、学校教育課、関係各課)</li> </ul>

(2) 地域における福祉学習の推進

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に関する学習の機会に、積極的に参加しましょう。</li> <li>・地域団体では、福祉に関する学習の機会をつくりましょう。</li> </ul>
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に関する講座やイベントによる学習の機会をつくりましょう。</li> </ul>
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進組織などが実施する講座やイベントに、積極的に協力しましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進組織などが実施する講座やイベントに、積極的に協力しましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進組織などが実施する講座やイベントを支援します。</li> <li>・認知症や障害への理解などに関する講座やイベントを実施します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生活課題に関する講座などを実施します。 (各地区行政センター、生活安全課、生涯学習課)</li> <li>・認知症や障害への理解などに関する講座やイベントを実施するとともに、市民の取組を支援します。 (関係各課)</li> </ul>

”ふだんの 暮らしの しあわせ” を育む福祉学習



社会福祉協議会では、小・中学校や地域と連携し、様々な福祉学習の活動を行っています。福祉が身近なもので、特別なことではないという“ふだんの 暮らしの しあわせ”という価値観を育むことに重点を置いて実践しています。



### 3 情報の発信と共有

地域で行われている様々な「ふくしの森」に関する情報が、多くの人たちに伝わり、取組に参加していただけるよう、多様な媒体によるわかりやすい情報の発信と共有を目指します。

#### (1) 多様な媒体によるわかりやすい情報の発信と共有

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふくしの森」に関する情報に関心を持ちましょう。</li> <li>・「ふくしの森」に関する情報を、積極的に発信し共有しましょう。</li> </ul>
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙などにより、地域福祉推進組織に関する情報を広く伝えましょう。</li> </ul>
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふくしの森」に関する情報を、わかりやすく地域に伝えましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふくしの森」に関する情報を、わかりやすく地域に伝えましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる機会を通じて「ふくしの森プラン」を周知します。</li> <li>・「ふくしの森」の情報を共有できる様々なイベントを開催します。</li> <li>・「ふくしの森」の情報を一覧できるよう、「ふくしの森マップ」を作成します。</li> <li>・福祉センターやふくしの森ステーションなどを活用して、「ふくしの森」の情報コーナーを設置します。</li> <li>・事業所、店舗など人が集う場を活用した情報発信を促進します。</li> <li>・「ふくしの森」の情報をSNSなどを活用して発信するとともに、市民の情報発信を支援します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる機会を通じて「ふくしの森プラン」を周知します。 (地域・生活福祉課)</li> <li>・誰もが理解しやすく、情報が伝わりやすい広報紙やホームページを作成します。 (情報戦略課、関係各課)</li> <li>・「ふくしの森」の情報を一覧できるよう、「ふくしの森マップ」や福祉に関する手引きなどを作成します。 (地域・生活福祉課、関係各課)</li> <li>・事業所、店舗など人が集う場を活用した情報発信を促進します。 (地域・生活福祉課)</li> <li>・「ふくしの森」の情報をSNSや飯能市ご当地アプリなどを活用して発信します。 (情報戦略課、地域・生活福祉課)</li> </ul>

基本目標1【知】お互いを知り合う・わかり合う機会をつくろう

〔福祉の各分野別計画における関連取組〕

計画名	取組	内容
介護保険事業計画及び老人福祉計画	在宅介護・医療の連携	◇地域の医療・介護サービス資源の共有 ◇在宅医療・介護サービスの情報の共有支援 ◇地域住民への普及啓発
	介護予防・生活支援サービスの充実	◇介護予防の推進 ・介護予防普及啓発事業
	高齢者の居住安定に係る施策との連携	◇地域の一員として生活できるための支援 ・高齢者住宅等に居住する高齢者が地域の一員として参加できるための情報提供
障害者計画	情報提供の充実	◇こころのバリアリーの推進 ◇わかりやすい情報提供
	福祉教育の充実	◇幼い頃からの交流 ◇小・中学校における学習 ◇市職員等の障害理解
子ども・子育てワクワクプラン	妊娠期からの継続的支援の充実	◇子育てネットワーク情報誌の発行支援
	子ども体験活動の振興	◇社会福祉協力校・ボランティア推進校指定事業 ◇小学生ふくし体験教室
	学校教育の充実	◇地域共育推進事業※の継続
	地域における教育活動の充実	◇地域の学校（放課後子供教室推進事業※） ◇子どもへの声掛け運動の推進
	一人ひとりに情報を届ける	◇子育て応援ホームページの運営管理
	情報を活用する力をつける	◇学校における情報教育の充実

「はんのうふくしの森プラン」周知用クリアファイル



市内の小・中学生などに配布し、「はんのうふくしの森プラン」を周知しています。



## 基本目標2【交】

交流が生まれる居場所と地域の移動・交通をつくろう



基本施策	施策内容
1 交流の場づくり	(1) 地域の居場所などの交流の場づくり
	(2) 意見を交わせる場づくり
2 地域の移動・交通の充実	(1) 身近な外出支援の仕組みづくり
	(2) 外出しやすい環境づくり

# 1 交流の場づくり

地域において多世代の人が交流でき、その人らしさが尊重される誰もが安心して過ごせる居場所づくりと、意見を交わせる場づくりを目指します。

## (1) 地域の居場所などの交流の場づくり

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・多世代の人が交流し、安心できる地域の居場所づくりに参加しましょう。
	地域福祉推進組織	・多世代の人が交流し、安心できる地域の居場所をつくりましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・地域の居場所づくりに、積極的に協力しましょう。
	社会福祉法人	・社会福祉法人の地域における公益的な取組*として、地域の居場所づくりと継続的な運営に貢献しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の地域における公益的な取組と連携した地域の居場所づくりを支援します。</li> <li>・居場所づくりのため、空き家や空き店舗などの活用を検討します。</li> <li>・「食」を通じた居場所づくりへの支援を強化します。</li> <li>・地域の居場所づくりへの支援を充実します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の公共施設の活用に協力します。 (各地区行政センター、各施設管理所管課)</li> <li>・空き家バンクの登録情報を提供します。 (まちづくり推進課)</li> <li>・空き家など居場所づくりに必要な情報を、関係機関と協力して提供します。 (まちづくり推進課)</li> <li>・高齢者や障害者、子ども、子育て世代の居場所づくりや交流の場づくりと継続的な運営を支援します。 (地域・生活福祉課、障害者福祉課、介護福祉課、子育て支援課)</li> </ul>

「食」を通じた居場所づくりの様子（ふれあい精明の食事会）



みんなでおいしくいただきます！



## (2) 意見を交わせる場づくり

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な生活課題や地域でできることなどについて、話し合う機会に参加しましょう。</li> <li>・ふくしの森圏域ごとの活動計画づくりに参画しましょう。</li> </ul>
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な生活課題や地域でできることなどについて、話し合う機会を積極的に作りましょう。</li> <li>・ふくしの森圏域ごとの活動計画づくりに参画しましょう。</li> </ul>
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしの森地区別懇談会や福祉関係事業者懇談会へ参加し、ネットワークを広げましょう。</li> <li>・ふくしの森圏域ごとの活動計画づくりに参画しましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしの森地区別懇談会や福祉関係事業者懇談会へ参加し、ネットワークを広げましょう。</li> <li>・ふくしの森圏域ごとの活動計画づくりに参画しましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしの森地区別懇談会や福祉関係事業者懇談会を開催し、市民参画により、地域でできることなどを考える機会をつくります。</li> <li>・地域の住民や地域団体とともに、ふくしの森圏域ごとの活動計画をつくります。</li> <li>・話し合いの進め方に関する学習の機会を提供します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしの森地区別懇談会や福祉関係事業者懇談会を開催し、地域でできることなどを考える機会をつくります。 (地域・生活福祉課、関係各課)</li> </ul>

### わたしたちの「ふくしの森」づくり ～ふくしの森圏域ごとの活動計画～

#### ふくしの森圏域ごとの活動計画って？

すべてのふくしの森圏域（13 圏域）は、そこに住んでいる人、地域の強み、生活課題もそれぞれ違いがあります。それらを認識しながら地域の実情に合った目指す姿や取組方法などを定めていくのが、ふくしの森圏域ごとの活動計画です。

#### 誰がつくるの？

社会福祉協議会が呼びかけ、地域住民や地域福祉推進組織、自治会、民生委員児童委員協議会などの団体、社会福祉法人、福祉関係事業所、企業などの参画によりつくります。

#### 計画をつくることで

この取組は、計画書をつくることだけが目的ではありません。話し合いを重ねることで、地域を愛し活動する前向きな気持ちやお互いを思いやる心、協力し合いつながり合える喜びを共有することも目的の一つです。

地域のみなさんで目標を共有し、段階的・継続的に圏域ごとのふくしの森を育みます。



## 2 地域の移動・交通の充実

暮らしやすい地域の移動・交通の充実のためには、地域の実情に合わせた身近な外出支援の仕組みづくりが重要です。飯能市地域公共交通網形成計画と連携した地域主体の交通手段や相互の支え合い、社会福祉法人の地域における公益的な取組などにより、地域の移動・交通の充実を目指し、外出しやすい環境をつくります。

### (1) 身近な外出支援の仕組みづくり

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>支え合いによる身近な外出支援の活動に参加しましょう。</li> <li>支え合いによる身近な外出支援の仕組みをつくりましょう。</li> </ul>
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>支え合いによる身近な外出支援の仕組みをつくりましょう。</li> </ul>
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>支え合いによる身近な外出支援の活動に、積極的に協力しましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人の地域における公益的な取組として、外出しやすい地域づくりに貢献しましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉推進組織や介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業などによる、支え合いの外出の機会づくりや活動を支援します。</li> <li>支え合いによる外出支援の学習会を開催します。</li> <li>福祉関係事業所や社会福祉法人に、外出支援の協力を呼びかけます。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通網形成計画に基づき、地域の実情に合わせた支え合いによる外出支援活動への情報提供などを行います。 (生活安全課交通政策室、地域・生活福祉課)</li> <li>介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業などと連携した移動手段の構築を促進します。 (介護福祉課)</li> </ul>

支え合いによる外出支援の様子(たすけあいあがの移動交通部会の買い物ツアー)



## (2) 外出しやすい環境づくり

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・点字ブロックや障害者用駐車スペースの利用の妨げにならないようにしましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・所有する施設において、点字ブロックの敷設や障害者用駐車スペースの設置に努めましょう。 ・高齢者や障害者、子育て世代が安心して利用できる施設環境の整備に努めましょう。
	社会福祉法人	・所有する施設において、点字ブロックの敷設や障害者用駐車スペースの設置に努めましょう。
社会福祉協議会		・車いすの貸出や福祉移送サービスの充実を図ります。
市		・高齢者や障害者、子育て世代が安心して利用できる施設環境の整備を進めます。 (各施設管理所管課) ・外出しやすい環境づくりや交通マナーの遵守に向けた啓発を行います。 (生活安全課、まちづくり推進課、道路公園課、区画整理課) ・安全な道路などの環境整備を進めます。 (道路公園課、区画整理課) ・各公共交通機関へのバリアフリー化を促進します。 (生活安全課交通政策室)

### ～飯能市地域公共交通網形成計画における

#### 『地域主体の交通手段の確保』について～

市では、地域住民や観光客等の来訪者の移動手段である公共交通の再編を目指し、「飯能市地域公共交通網形成計画」を平成30年3月に策定しました。この計画では、市・交通事業者・地域（市民）が協働して公共交通を「まもる・育てる・つくる」ための取組を推進していきます。

計画の基本目標のひとつとして、『生活を支える公共交通手段を「つくる」—おでかけを支える公共交通手段を地域が主体となって確保する—』を掲げています。既存の公共交通への影響を考慮した上で、スクールバスへの混乗や自家用有償運送など、各地域の実情に合わせて交通手段の導入を検討していきます。

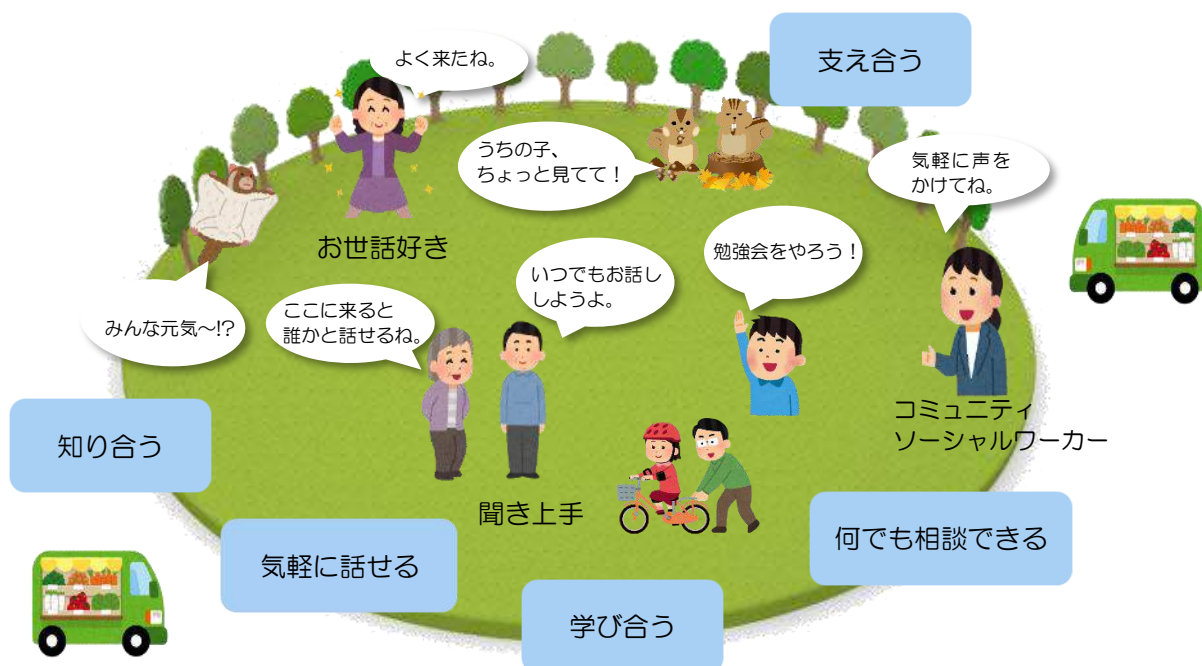


◆ スクールバスと混乗制度チラシ ◆

〔福祉の各分野別計画における関連取組〕

計画名	取組	内容
介護保険事業計画及び老人福祉計画	介護予防・生活支援サービスの充実	◇介護予防の推進 ・介護予防普及啓発事業における住民主体による通いの場の展開 ・地域リハビリテーション活動支援事業における通いの場への専門職による支援
障害者計画	交流機会の充実	◇イベント等による交流 ◇障害のある人が主体の地域活動
	住みよいまちづくり	◇バリアフリーの推進 ◇交通環境の向上
子ども・子育てワクワクプラン	交流の場の充実と親同士のつながる力の育成支援	◇子育てサークルの育成 ◇地域子育て支援拠点*の充実 ◇子育て広場（サロン）の拡充 ◇地域福祉推進組織の充実
	身近な居場所の充実	◇子どもの居場所づくり事業
	子育てにやさしい居住環境の推進	◇子育てにやさしい居住環境の整備 ◇赤ちゃんの駅*推進事業 ◇交通環境の充実（移動手段の確保）

市民が訪れたいくなる、楽しい気持ちになる、安心できる居場所



## 基本目標3【支】

### 支え合いの仕組みをつくろう



基本施策	施策内容
1 地域で支え合う人の育成	(1) ふくしの森サポーターの創設
	(2) ボランティアの育成
2 支え合いの地域づくり	(1) 地域福祉推進組織の全圏域での設立
	(2) 地域福祉推進組織の活動の充実
	(3) 自治会との連携
	(4) 民生委員児童委員協議会との連携
	(5) 多様な活動の連携

## 1 地域で支え合う人の育成

あたたかい支え合いによる地域での福祉活動を充実させていくため、新たな担い手として「ふくしの森サポーター」を創設し、市民会議と協力して育成を進め、地域福祉推進組織などで活躍している皆さんとともに地域で支え合う人の充実を目指します。

### (1) ふくしの森サポーターの創設

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしの森サポーター講座へ、積極的に参加しましょう。</li> <li>・市民会議においては、社会福祉協議会と協力して、ふくしの森サポーターの継続的な活動のための講座や学習会を企画運営しましょう。</li> </ul>
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしの森サポーター講座へ、積極的に参加し、協力しましょう。</li> </ul>
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしの森サポーター講座へ、積極的に参加し、協力しましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしの森サポーター講座へ、積極的に参加し、協力しましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしの森サポーターの登録と活動の仕組みをつくります。</li> <li>・市民会議などと協力して、ふくしの森サポーター講座を開催します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしの森サポーター講座の開催など、登録と活動の仕組みづくりに協力します。 (地域・生活福祉課)</li> </ul>



## (2) ボランティアの育成

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・ボランティア活動に、積極的に参加しましょう。
	福祉関係事業所や 企業、個人商店 など	・ボランティア活動に、積極的に参加し、協力しましょう。
	社会福祉法人	・ボランティア活動に、積極的に参加し、協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンター機能の充実を図ります。</li> <li>・様々なスキルのある人や活動意欲のあるボランティアの登録システムを充実します。</li> <li>・ボランティアの講座を充実し、育成を進めます。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動を支援します。 (地域活動支援課、地域・生活福祉課)</li> </ul>

### 彩の国ボランティア体験プログラム



彩の国ボランティア体験プログラムは、地域で共に支え合う“福祉のまちづくり”につながる、気軽なボランティア体験の機会を提供するプログラムです。

子どもから大人まで、幅広い年齢層の方が参加しています。



## 2 支え合いの地域づくり

地域における支え合いの活動をさらに進めていくため、地域福祉推進組織の全圏域での設立と活動の充実を目指します。

自治会、民生委員児童委員協議会などの多様な団体の活動との連携を進め、支え合いの地域づくりを目指します。

### (1) 地域福祉推進組織の全圏域での設立

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・地域の活動に関心を持つとともに、積極的に地域福祉推進組織の設立と運営に参加しましょう。
	地域福祉推進組織	・地域福祉推進組織の相互の交流や、設立を検討している地域への助言を行いましょ。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・地域の一員として、地域福祉推進組織の設立と運営に協力しましょう。
	社会福祉法人	・地域の一員として、地域福祉推進組織の設立と運営に協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進組織設立への支援体制を強化するため、コミュニティソーシャルワーカーを「ふくしの森」全圏域に配置します。</li> <li>・地域福祉推進組織設立への支援体制を強化するため、ふくしの森ステーションを「ふくしの森」全圏域に設置します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の公共施設の活用などにより、地域福祉推進組織の設立と運営を支援します。 (地域活動支援課、各地区行政センター、地域・生活福祉課)</li> </ul>

#### ◆ 地域福祉推進組織設立状況 ◆ (平成31(2019)年3月31日現在)

地 域	名 称	設立年月
原市場	原市場地区社会福祉協議会	平成15年 3月
名 栗	なぐり広場	平成21年11月
加治東	加治東ふれあい広場	平成23年 3月
吾 野	たすけあいがの	平成23年 6月
東吾野	ふくしの森・東吾野	平成25年 3月
南高麗	ささえあい南高麗	平成26年 3月
美杉台	あさひやまライフネット	平成30年 3月

## (2) 地域福祉推進組織の活動の充実

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・地域福祉推進組織の活動に、積極的に参加しましょう。
	地域福祉推進組織	・地域の生活課題を踏まえて、地域福祉推進組織の活動を充実しましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・地域福祉推進組織の活動に、積極的に参加し、協力しましょう。
	社会福祉法人	・地域福祉推進組織の活動に、積極的に参加し、協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティソーシャルワーカーを中心に、地域福祉推進組織の活動を支援します。</li> <li>・地域福祉推進組織交流会の開催などにより、地域福祉推進組織間の相互交流や情報共有を充実します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の横断的な連携により、活動拠点の確保など地域福祉推進組織の継続的な活動を支援します。</li> </ul> <p>(地域活動支援課、各地区行政センター、地域・生活福祉課、関係各課)</p>

### 地域福祉推進組織交流会



地域福祉推進組織交流会では、市内の地域福祉推進組織で活動している皆さんが集まり、相互交流や、情報共有を行っています。



(3) 自治会との連携

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会に加入し、自治会の活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>自治会においては、自治会の活動を周知し、地域住民の加入促進に努めましょう。</li> <li>地域団体においては、自治会の活動と積極的に連携しましょう。</li> </ul>
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会の活動と連携し、協力して支え合いの地域づくりを進めましょう。</li> </ul>
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会の活動に協力し、積極的に参加しましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会の活動に協力し、積極的に連携しましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会が実施する福祉に関する活動を支援します。</li> <li>自治会と地域団体との連携を支援します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会加入を促進し、自治会の活動を支援します。(地域活動支援課、各地区行政センター)</li> <li>自治会と地域団体との連携を支援します。(地域活動支援課、各地区行政センター)</li> </ul>

自治会による河川清掃の様子



#### (4) 民生委員児童委員協議会との連携

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員の活動に、積極的に協力しましょう。</li> <li>・ 民生委員・児童委員においては、活動を周知し、地域住民の理解と協力を努めましょう。</li> </ul>
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員の活動を理解し、積極的に連携しましょう。</li> </ul>
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員の活動を理解し、積極的に連携しましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員の活動を理解し、積極的に連携しましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員と連携して、地域課題の解決に向けた取組を進めます。</li> <li>・ 民生委員児童委員協議会の活動を支援します。</li> <li>・ 民生委員児童委員協議会と連携し、「静かな見守り活動事業*」を充実します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員と連携して、自立支援検討会議などにより地域課題の解決に向けた取組を進めます。 (地域・生活福祉課、関係各課)</li> <li>・ 民生委員児童委員協議会の運営を支援し、活動しやすい環境をつくれます。 (地域・生活福祉課、関係各課)</li> </ul>

#### ～民生委員・児童委員について～

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、それぞれが担当する地域で活動しています。また、全ての民生委員は児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、高齢者や障害者の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行うとともに、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、生活上の困りごとや心配ごとなどの「身近な相談相手」となっています。

また、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関との「つなぎ役」をしています。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、行政、学校等と連携して活動しています。

なお、民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

あなたのご近所にも民生委員・児童委員がいます。お気軽にご相談ください。



(5) 多様な活動の連携

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体、地域福祉推進組織などの多様な活動に参加し、協力しましょう。</li> <li>・企業や商店などとも連携を図り、地域福祉活動を広めましょう。</li> </ul>
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体などの活動と連携して、支え合いの地域をつくりましょう。</li> </ul>
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種や他分野との積極的な連携を図りましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の地域における公益的な取組を行いましょう。</li> <li>・多職種や他分野との積極的な連携を図りましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉関係事業者やボランティア団体などの交流イベントや、福祉関係事業者懇談会を開催します。</li> <li>・社会福祉法人の地域における公益的な取組との連携を強化します。</li> <li>・社会福祉協議会の特別会員*などと連携し、地域福祉活動を広めます。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決のための市民活動団体の事業を支援します。(地域活動支援課)</li> <li>・社会福祉法人の地域における公益的な取組を促進します。(各社会福祉法人所管課)</li> <li>・ふくしの森プランを全庁的に進めます。(全庁)</li> </ul>

多世代交流会の様子（地域包括支援センターいなり町と社会福祉協議会の共催）



〔福祉の各分野別計画における関連取組〕

計画名	取組	内容
介護保険事業計画及び老人福祉計画	介護予防・生活支援サービスの充実	◇生活支援サービス※の体制整備 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）※の配置 ・協議体の設置・運営
障害者計画	地域の福祉力の向上	◇飯能市社会福祉協議会との連携 ◇飯能市民生委員児童委員協議会等との連携
	ボランティアの育成及び活動支援	◇ボランティアの育成 ◇障害のある人が参加するボランティア活動への支援
	ピアサポート及び家族会活動の支援	◇ピアサポート※活動の支援 ◇家族会活動の支援
子ども・子育てワクワクプラン	地域で支えるネットワークづくり	◇利用者支援事業 ◇保育所の地域子育て支援の充実及び地域活動事業の実施 ◇子育て総合センターのイニシアチブによる地域子育て支援拠点での子育て支援事業の拡充
	市民と行政の連携（協働）	◇子育て支援ボランティア等との協働事業の推進
	家庭・地域・学校の連携	◇地域共育推進事業の継続 ◇公民館が子育て支援や異世代交流の場として機能するための他機関との連携の推進
	駿河台大学と子育て総合センターの連携	◇駿河台大学と連携した事業の実施
	ボランティアの育成	◇ボランティアのコーディネート事業 ◇高校生保育ボランティアの育成
	市民活動の推進	◇地域リーダーの育成 ◇NPO※の育成
健康のまちづくり計画	趣味・生きがい	◇生きがいを持って地域で活躍できる人材の育成 ◇各地区における趣味・生きがい活動の促進
国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画	特定健康診査受診率向上のための取組	◇地域の団体等との連携 ・自治会や地区体育協会などの地域の団体と連携した特定健康診査や健康づくりの周知





## 基本目標4【安】

安心して暮らせる仕組みをつくろう



基本施策	施策内容
1 相談支援体制の強化	(1) コミュニティソーシャルワーカーの充実
	(2) ネットワークによる相談支援体制の強化
2 権利擁護の推進	(1) 権利擁護に関する取組の充実
	(2) 成年後見制度に関する取組の充実
3 防災・防犯の地域づくり	(1) 安心して暮らせる地域づくり
4 すこやかに暮らせる地域づくり	(1) 地域の保健活動との連携

## 1 相談支援体制の強化

コミュニティソーシャルワーカーをすべてのふくしの森圏域（13圏域）に配置し、積極的に地域に相談に出向くなど、相談支援体制を強化します。

また、様々な専門分野の協働によるネットワークを整備し、複合的で複雑な生活課題を解決するための相談支援体制の強化を目指します。

### (1) コミュニティソーシャルワーカーの充実

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・コミュニティソーシャルワーカーの活動を理解し、積極的に協力しましょう。
	地域福祉推進組織	・コミュニティソーシャルワーカーの活動を理解し、相談支援につながるよう積極的に協力しましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・コミュニティソーシャルワーカーの活動を理解し、積極的に連携しましょう。
	社会福祉法人	・コミュニティソーシャルワーカーの活動を理解し、積極的に連携しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティソーシャルワーカーをすべてのふくしの森圏域（13圏域）に配置し、地域課題の解決に向けた取組を進めます。</li> <li>・ふくしの森ステーションをすべてのふくしの森圏域（13圏域）に設置し、身近な相談支援を充実します。</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカーとふくしの森ステーションの役割や活動についての周知を図ります。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティソーシャルワーカーの配置やふくしの森ステーションの設置を支援します。 （地域・生活福祉課）</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカーと関係各課との連携を強めます。 （地域・生活福祉課、関係各課）</li> </ul>

### コミュニティソーシャルワーカーの活動の様子



## (2) ネットワークによる相談支援体制の強化

活動主体		主な取組
市民	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援者間のネットワークづくりの場に、積極的に参加し、連携を強めましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人の地域における公益的な取組として、生活困窮者など地域で課題を抱える人たちの支援に協力しましょう。</li> <li>相談支援者間のネットワークづくりの場に、積極的に参加し、連携を強めましょう。</li> <li>社会福祉士など専門職の現場実習に協力しましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>複合的で複雑な課題を解決するため、様々な専門分野のネットワークを整備し、協働により総合的な相談支援体制を強化します。</li> <li>ふくしの森圏域ごとに相談支援者地域連携会議を設置し、定期的開催します。</li> <li>相談支援者を対象とした合同研修会や学習会を開催します。</li> <li>社会福祉士など専門職の現場実習に協力します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>複合的で複雑な課題を解決するため、様々な専門分野のネットワークを整備し、協働により総合的な相談支援体制を強化します。 (地域・生活福祉課、関係各課)</li> <li>生活困窮などによる居住や就労に課題を抱える人などの自立に向けた、各分野横断的な支援体制を充実します。 (地域・生活福祉課、関係各課)</li> <li>保健、医療、福祉、教育、労働などの各分野が連携して自殺対策に関する事業を推進します。 (健康づくり支援課、関係各課)</li> <li>相談支援者を対象とした合同研修会や学習会を開催します。 (地域・生活福祉課)</li> <li>社会福祉士など専門職の現場実習に協力します。 (地域・生活福祉課、関係各課)</li> </ul>

### 様々な専門分野のネットワーク（多職種連携座談会 飯能・日高地区ワールドカフェ）



飯能・日高地区の医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、保健所、社会福祉協議会、市、地域包括支援センターなどが参加しています。

地域包括ケアシステムの実現に向け、顔が見える関係の構築や地域・医療・福祉の連携を目的に、多職種による情報交換、認知症相談窓口の普及、市民への啓発活動などを行っています。

## 2 権利擁護の推進

一人ひとりの人権や財産などの権利を守ることは大変重要なことです。

自分自身の権利を表明することが難しい人の人権や財産などを守るために、権利擁護の大切さや成年後見制度<sup>\*</sup>の仕組みについて、市民の理解を深めるとともに、研修や講座などの開催を促進します。

また、成年後見支援センターと関係機関による相談支援体制の充実を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

### (1) 権利擁護に関する取組の充実

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護に関する学習の機会に参加し、理解を深めましょう。</li> <li>・ 支援を必要とする世帯に気づいた際には、身近な相談先に連絡しましょう。</li> </ul>
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を必要とする世帯に気づいた際には、身近な相談先に連絡しましょう。</li> </ul>
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護など学習の機会に、積極的に参加しましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護など学習の機会に、積極的に参加し、協力しましょう。</li> <li>・ 権利擁護に関する研修の実施などにより、理解を深めましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護に関する学習の機会の提供や、取組を周知します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連携を強め、虐待防止などの権利擁護を進めます。(関係各課)</li> <li>・ 権利擁護に関する学習の機会の提供や、取組を周知します。(関係各課)</li> <li>・ 支援を必要とする世帯を早期に把握するため、情報収集を行います。(関係各課)</li> </ul>

(2) 成年後見制度に関する取組の充実

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・ 市民後見人養成講座に、積極的に参加しましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・ 市民後見人の育成事業に協力しましょう。
	社会福祉法人	・ 市民後見人の育成事業に協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見支援センターの充実を図り、関係機関との連携を強めます。</li> <li>・ 市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成を進めます。</li> <li>・ 法人後見事業の充実を図ります。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民後見推進事業を実施します。(介護福祉課)</li> <li>・ 法人後見事業を支援します。(地域・生活福祉課、介護福祉課)</li> <li>・ 成年後見制度の利用の促進に関する取組を検討します。(介護福祉課)</li> </ul>

市民後見人養成講座（基礎編）



市民後見人養成講座基礎編は、講義や演習などを通じて、成年後見制度や市民後見人についてなどを学びます。

基礎編修了後、さらに実践編を修了し希望する人は、市民後見人候補者名簿に登録されます。



### 3 防災・防犯の地域づくり

防災・防犯の取組により、安心して暮らせる地域をつくるため、地域において防災訓練や災害時要援護者支援を進め、災害発生時の支え合い活動を目指します。

#### (1) 安心して暮らせる地域づくり

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に隣近所で声かけをしましょう。</li> <li>・自主防災会などにおいては、災害時要援護者に配慮した地域の防災訓練などを実施しましょう。</li> <li>・地域の防災訓練へ積極的に参加し、自らの安全を守る行動を決めておきましょう。</li> <li>・災害発生時には、お互いに支え合い、避難をしましょう。</li> <li>・登下校の見守りや子どもを守る家などの活動に協力しましょう。</li> </ul>
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災や防犯について、話し合いや学習の機会をつくりましょう。</li> </ul>
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所<sup>*</sup>として、積極的に協力しましょう。</li> <li>・自主的な防災訓練を実施し、災害発生時の従業員や施設利用者などの安全確保に努めましょう。</li> <li>・地域の一員として、地域の防災訓練に積極的に協力しましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所として、積極的に協力しましょう。</li> <li>・自主的な防災訓練を実施し、災害発生時の従業員や施設利用者などの安全確保に努めましょう。</li> <li>・地域の一員として、地域の防災訓練に積極的に協力しましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター<sup>*</sup>を円滑に運営するため、災害ボランティアセンター運営訓練を実施します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者避難支援プランの普及と啓発を行います。(危機管理室、地域・生活福祉課、障害者福祉課、介護福祉課)</li> <li>・地域の防災訓練などを支援します。(危機管理室)</li> <li>・福祉避難所の充実を図ります。(地域・生活福祉課、障害者福祉課、介護福祉課)</li> <li>・登下校の見守りや子どもを守る家など、暮らしの安全を守る事業を進めます。(生活安全課、地域・生活福祉課、学校教育課)</li> <li>・出前講座などにより、防災や振り込め詐欺被害防止などの啓発を進めます。(危機管理室、生活安全課、地域・生活福祉課、生涯学習課)</li> </ul>

## 4 すこやかに暮らせる地域づくり

誰もが安心して暮らすために、地域の保健活動と連携し、すこやかな生活を送ることができる地域づくりを目指します。

### (1) 地域の保健活動との連携

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種健診（検診）などの受診や講座への参加により、健康な生活に心がけましょう。</li> <li>介護予防の軽運動などの活動に参加しましょう。</li> </ul>
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防の軽運動などを活動に取り入れましょう。</li> </ul>
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり宣言*を実施し、地域へ発信しましょう。</li> </ul>
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり宣言を実施し、地域へ発信しましょう。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師や管理栄養士などと連携し、相談支援や地域福祉推進組織などの活動支援を充実します。</li> </ul>
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師や管理栄養士などによる、地域での保健活動を進めます。（健康づくり支援課）</li> <li>各種健診（検診）や講座により、生活習慣病などの予防及び改善事業を進めます。（健康づくり支援課、保険年金課）</li> <li>こころの健康づくり*や自殺対策に関する事業を進めます。（障害者福祉課、介護福祉課、子育て支援課、健康づくり支援課、学校教育課）</li> <li>介護予防の軽運動やウォーキング事業などの健康増進事業を進めます。（介護福祉課、健康づくり支援課）</li> <li>在宅医療連携拠点*の充実を図ります。（介護福祉課）</li> <li>南高麗及び名栗診療所や訪問看護ステーションほほえみにおいて、訪問診療や訪問看護などの地域医療活動を進めます。（保険年金課医療政策室）</li> </ul>

基本目標4【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

〔福祉の各分野別計画における関連取組〕

計画名	取組	内容
介護保険事業計画及び老人福祉計画	在宅医療・介護の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域の医療・介護サービス資源の共有</li> <li>◇在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議</li> <li>◇在宅医療・介護連携に関する相談の受付等</li> <li>◇在宅医療・介護サービスの情報の共有支援</li> <li>◇24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制*の構築</li> <li>◇二次医療圏*内・関係市町村との連携</li> </ul>
	認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇認知症ケアパス*の普及・啓発</li> <li>◇認知症初期集中支援推進事業</li> <li>◇認知症地域支援推進員等設置事業</li> <li>◇認知症ケア向上推進事業</li> <li>◇若年性認知症への支援</li> <li>◇認知症サポーター養成講座の実施</li> <li>◇市民後見人の育成・活用</li> </ul>
障害者計画	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇基幹相談支援センター*の設置</li> <li>◇障害特性に配慮したきめ細かい支援</li> <li>◇相談支援体制の充実及び一元的な相談窓口の検討</li> </ul>
	個別相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ケアマネジメント*手法による相談支援</li> <li>◇相談窓口の連携</li> </ul>
	権利擁護に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇誰もが尊重される権利擁護に関する啓発</li> <li>◇権利擁護のための協議</li> </ul>
	情報の保障・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇情報の保障・支援の充実</li> </ul>
	虐待予防の徹底と虐待の早期発見・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇虐待予防の徹底</li> <li>◇虐待の早期発見・対応</li> </ul>
	成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇成年後見制度の啓発</li> <li>◇制度利用に関する支援</li> </ul>
	住みよいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇犯罪や消費生活トラブルの未然防止</li> </ul>
	防災対策・災害時支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇障害特性に配慮した防災対策の推進</li> <li>◇避難所の充実及び避難所生活支援</li> </ul>
子ども・子育てワクワクプラン	妊娠期からの継続的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇新生児訪問指導の充実</li> <li>◇保健センター機能の充実</li> <li>◇療育支援訪問事業の実施</li> </ul>
	交流の場の充実と親同士のつながる力の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域子育て支援拠点の充実</li> <li>◇保育所の地域子育て支援の充実及び地域活動事業の実施</li> </ul>
	児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇要保護児童対策地域協議会*の運営</li> <li>◇養育支援訪問事業*の実施</li> <li>◇児童虐待防止・相談ホットラインの活用</li> </ul>



〔福祉の各分野別計画における関連取組〕

計画名	取組	内容
子ども・子育て ワクワクプラン	DV対策の充実	◇DV※関係機関連絡調整会議の推進 ◇女性相談の実施 ◇配偶者暴力相談支援センター※の運営
	子ども観の転換	◇人権尊重意識の啓発・教育 ◇教育活動を通じた人権意識の啓発活動
	子どもの相談・救済 制度の提供	◇家庭児童相談事業 ◇教育相談 ◇さわやか相談員※の配置 ◇児童虐待防止・相談ホットラインの活用
	不登校・中退・ひき こもりへの対応の充 実	◇学校の教育相談及び教育センターの充実
	交通安全	◇交通安全施設等整備事業 ◇交通安全啓発事業
	防犯の強化	◇保育所、幼稚園、学校での防犯講習 ◇あんしんまちづくり学校パトロール隊※
健康のまちづく り計画	休養・こころの健康 づくり	◇こころの健康に関する相談事業の充実 ◇睡眠に関する相談の充実
	趣味・生きがい	◇生きがいを持って地域で活躍できる人材の育成 ◇各地区における趣味・生きがい活動の促進
自殺対策計画	地域におけるネット ワークの強化	◇保健、医療・介護、福祉、労働、教育等の連携強 化による生きることの包括的支援体制の整備充実 ◇地域の関係団体との協働
	自殺対策を支える人 材の育成	◇悩みを抱える人の身近な立場の人へのゲートキー パー※養成
	市民への啓発と周知	◇自殺対策に関する普及啓発の実施
	生きることの促進要 因への支援	◇生きることの「阻害因子」や「危険因子」を減ら す取組と、生きることの「促進要因」を増やす取 組の推進
	各世代の自殺要因や 特性に応じた生きる ことの包括的な支援 体制の整備充実	◇高齢層への支援体制の強化 ◇生活困窮者への支援体制の強化
関係機関・団体や企 業等との連携強化・ 協働による取組の推 進	◇追いつめられる前に、早期に相談を促し解決に導 くための取組 ◇相談や必要な医療につながらない人への支援体制 の整備推進	

基本目標4【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

〔福祉の各分野別計画における関連取組〕

計画名	取組	内容
自殺対策計画	安全対策など社会的な取組の推進	◇自殺対策協議会による官民協働の自殺対策事業の推進 ◇災害におけるストレスとこころのケア・自殺予防の取組
国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画	特定健康診査受診率向上のための取組	◇地域の団体等との連携 ・自治会や地区体育協会などの地域の団体と連携した特定健康診査や健康づくりの周知

## 第5章

### 「ふくしの森」を進めるために

---

## 第1節 第3次プラン推進のために

### 1 協働による推進

---

市民、社会福祉協議会及び市の協働により、第3次プランを推進します。

#### ①市民会議

第3次プランでは、「ふくしの森」の普及と啓発を進めていくための活動とともに、「ふくしの森サポーター」の継続的な活動のための講座や学習会など、市民主体の企画運営を行います。

#### ②飯能市地域福祉審議会及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会

地域福祉の推進とプランの策定について、調査審議する審議会及び推進委員会において、プランの推進について必要な事項を調査審議するとともに、進管理や評価などを行います。

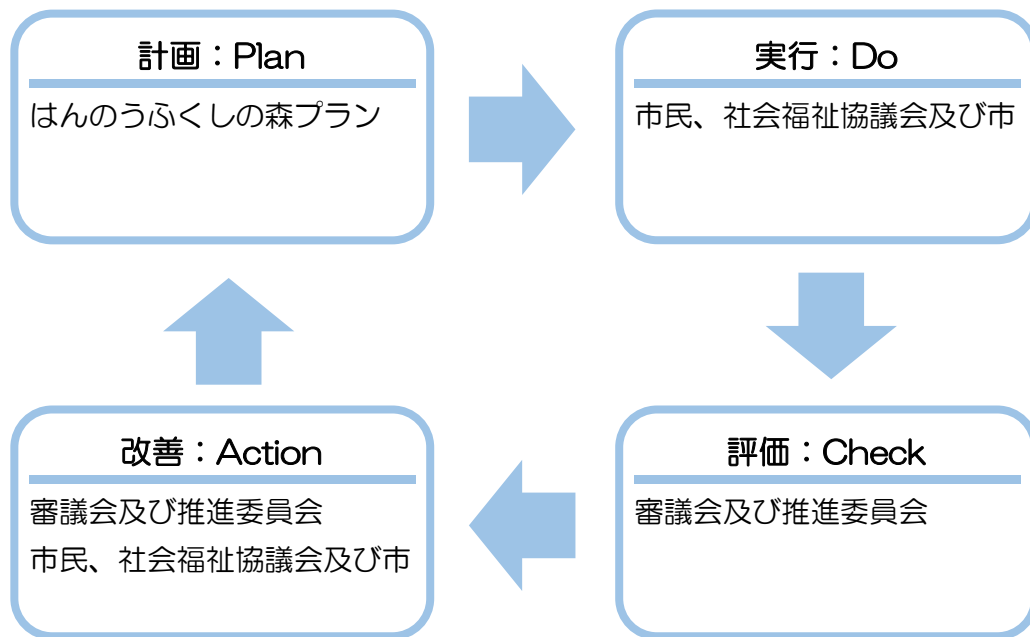
### 2 財源の確保

---

第3次プランを着実に推進するため、市や社会福祉協議会の財源のみならず、補助金の柔軟な運用、社会福祉法人の地域における公益的な取組、企業の社会貢献事業、共同募金によるテーマ型募金<sup>\*</sup>などの財源確保と寄附文化の醸成に努めます。

### 3 進行管理

プランの進行管理については、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）により、審議会及び推進委員会で調査審議と評価を行います。



## 4 評価指標

各基本目標における評価指標は次のとおりです。

### 基本目標1【知】

#### お互いを知り合う・わかり合う機会をつくろう

指標名	現状値	目標値	備考
自ら進んであいさつをしている児童・生徒の割合	66.5%	70%	意識調査
近所の方が相手からあいさつをしてくれると感じている児童・生徒の割合	59.0%	70%	意識調査
福祉学習を実施している学校数	14校	全ての公立小・中学校	
教職員向けの学習に参加している学校数	4校	全ての公立小・中学校	
認知症サポーター養成講座の受講者数	6,817人	10,000人	延べ受講者数
生活課題に関する出前講座の実施回数	10回/年	20回/年	
はんのうふくしの森プランを知っている人の割合	40.4%	60%	意識調査
〔新規〕 「ふくしの森マップ」の作成	—	発行	

### 基本目標2【交】

#### 交流が生まれる居場所と地域の移動・交通をつくろう

指標名	現状値	目標値	備考
地域の居場所（サロン、子ども食堂、食事会など）の設置数	49か所	70か所	
認知症カフェの参加者数	1,428人/年	2,000人/年	
ふくしの森地区別懇談会の参加者数	477人	1,000人	
福祉関係事業者懇談会の開催回数	1回/年	2回/年	
助け合いの移送サービス実施団体数	4団体	6団体	

### 基本目標3【支】

#### 支え合いの仕組みをつくろう

指標名	現状値	目標値	備考
〔新規〕 ふくしの森サポーター講座の開催回数	—	20回	
〔新規〕 ふくしの森サポーターの登録者数	—	300人	
ボランティアセンターに登録しているボランティア数	個人 50人 団体 1,106人 (57団体)	個人 75人 団体 1,500人 (65団体)	
地域福祉推進組織の設立数	7組織	13組織	
地域福祉推進組織交流会の開催回数	1回/年	2回/年	
民生委員・児童委員活動を知っている人の割合	24.5%	40%	意識調査
福祉関係事業者懇談会の開催回数	1回/年	2回/年	(再掲)
地域における公益的な取組を行っている社会福祉法人数	4法人	8法人	現況調査

### 基本目標4【安】

#### 安心して暮らせる仕組みをつくろう

指標名	現状値	目標値	備考
コミュニティソーシャルワーカーの配置人数	6人	13人	
ふくしの森ステーションの設置数	7か所	13か所	
コミュニティソーシャルワーカーを知っている人の割合	37.9%	60%	意識調査
〔新規〕 相談支援者ネットワーク会議の開催回数	—	2回/年	
市民後見人養成講座（実践編）の修了者数	67人	100人	事業開始以降の延べ修了者数
〔新規〕 成年後見制度を知っている人の割合	—	20%	意識調査
福祉避難所に関する協定の締結数	26か所	30か所	

